

防火対象物定期点検報告制度に係る特例認定の審査項目基準

検 査 項 目	判 断 基 準	根 拠 条 文
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。）第 8 条の 2 の 2 第 1 項に該当する防火対象物（以下、「申請対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において 3 年以上経過していること。	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号
命令の有無	申請日前の 3 年以内において法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項、または第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号イ
命令事由の有無	法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けべき事由が現にないこと。	
取消しの有無	申請日前の 3 年以内において法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号ロ
取消し事由の有無	法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定に基づく認定の取消しを受けべき事由が現にないこと。	
法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検及び報告の実施	申請日前の 3 年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 4 第 1 項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の 3 年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検の結果	申請日前の 3 年以内において実施した法第 8 条の 2 の 2 第 1 項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号ニ
防火管理者選任（解任）届出書の有無	規則第 4 条第 1 項の届出がされていること。	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号
消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第 3 条第 1 項の届出がされていること。	

自衛消防組織設置 (変更)届出書の 有無	消防法施行令(以下「令」という。)第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	消防法第8条の2の3 第1項第3号
防火管理業務の 一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
管理権原を有する 範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特 別措置法の指定	申請対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
消防計画の実施	規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の 業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織 の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	
訓練の事前通報	消火及び避難訓練の実施にあたり消防機関に通報していること。	
共同防災管理協議 事項の決定及び 届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、規則第4条の2第1項に規定する事項が定められ、届出がされていること。	

避難上必要な施設等の維持管理	法第 8 条の 2 の 4 に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が貼付されていること。	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物品の貯蔵又は取扱い(貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。)の届出(法第 9 条の 2 第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)がされていること	
消防用設備等の設置及び維持	消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第 17 条、第 17 条の 2 の 5 及び 17 条の 3 並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。 消防用設備等の設置にあたり、令第 32 条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を満たしていること	
設置届出書の有無	法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること	
法第 17 条の 3 の 3 による点検及び報告の実施	昭和 50 年 4 月 1 日付消防庁告示第 3 号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 消防用設備等にあつては、規則第 31 条の 6 第 3 項第 1 号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあつては、規則第 31 条の 3 の 2 第 6 号の設備等設置維持計画に定める点検結果についての報告の期間ごとに報告されていること。	

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。